

監査結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき土木・建築工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査を実施した課

土 木 課

建 築 住 宅 課

都 市 計 画 課

下 水 道 課

教 育 総 務 課

学 校 教 育 課

平成20年3月28日

別府市監査委員 櫻 井 美也子

同 首 藤 正

同 由 川 盛 登

随 時 監 査 報 告

1. 監査の対象

- (1) 土木課、下水道課、都市計画課、学校教育課が行った土木工事
- (2) 建築住宅課、都市計画課、教育総務課が行った建築工事

2. 監査を実施した委員

別府市監査委員 櫻 井 美也子

別府市監査委員 首 藤 正

別府市監査委員 由 川 盛 登

3. 監査の方法

土木工事については国立大分工業高等専門学校都市システム工学科教授佐野博昭氏に委嘱し、建築工事については監査委員由川盛登氏が監査を実施した。

4. 監査の期間

平成19年10月19日から平成19年10月23日まで

平成20年2月19日から平成20年2月22日まで

5. 監査の結果

一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

建 築 工 事

1. 建築住宅課

(1) 公営西別府住宅 B 棟新築工事

- ① 施工計画書については、全般的に言えることであるが、マニュアル化された書式を使用するのではなく、個々の工事について特有の施工方法等、個々の現場に対応できる施工計画書の作成をするよう望みます。
- ② 材料使用承諾書については、承諾した理由等明確に記録できる書式等の検討を要望します。
- ③ 作業日誌については、工事施工内容の報告書であり、指示事項を含め記録して週間・月間単位で整理することが適正な施工管理等の把握に繋がりますので、適切に整理し確認方をお願いします。
- ④ 工事写真については、鋼管やスリーブ設置で黒板や本体にスケール表示がなされていない。また、ラップルコンクリートや基礎コンクリートの養生工の写真が整理されていない。

2. 教育総務課

(1) 青山中学校管理教室棟耐震補強・大規模改造工事

- ① 施工計画書については、現場の条件に適応した判り易い書式で作成するよう要望する。
- ② 各使用材料や使用既製品の納入数量が確認できる、納入伝票の整理をお願いします。
- ③ 工事写真の整理方については、各工程作業の説明欄の記入と黒板の使用方法を工夫すること（枠から出ている、小さくて判別できない等）。
- ④ 既存建物で内装撤去後の躯体（コンクリート面）に、ジャンカ等が見られたので処置方法等含め、写真の整理方をお願いします。
- ⑤ 作業日誌は工事施工内容の報告書であるので、指示事項を含めて記録し、週間・月間単位で整理し、確認の履行をするよう要望する。

3. 都市計画課・建築住宅課

(1) 別府駅西口駅前広場公衆便所等新築工事

- ① 各工事とも、作業日誌は最も重要な記録書類であり、協議事項や指示事項等の内容を記載するよう監督員は業者指導を行うこと。
- ② 給排水衛生工事・電気設備工事での各種品質証明書・保証書・出荷証明書（納品書）等の整理不十分なものもあり、完成期日前までには整理されるよう要望する。

③ 別府駅西口駅前広場公衆便所の施設規模の決定について、現在利用されている「B パッサージュ」、「別府駅構内」の便所を補完するという考え方から、施設規模を決定したとのことであったが、別府駅乗降の観光客や市民の利便性、女性のトイレの利用頻度等考慮した場合、特に、女性用の便所の設置個数が少ないのではと思慮される。

④ 現地監査では、便所新築工事において東側入り口部の屋根の高さが低く、コンクリート製で、圧迫感を感じ暗いイメージがした。現在工事が行われている駅前広場整備工事の通路部分と同じ形態の屋根であるならば、歩道空間も広くなりトイレ入口部分も広くとれ明るくなり、通路空間として開放感のある施設になるのではないかと思います。

壁面のタイル施工仕上げ状況で、表面に凹凸があり出来ばえとしては、現状では好ましいとは思えません、完成までには何らかの対応をするよう要望します。

また、自転車駐車場の建設により、高架下の「B パッサージュ南館」出入り口や案内表示が見えにくくなっており、利用者に配慮した表示を考えていただきたい。

特に、公衆便所や自転車駐車場（鉄骨2階建）のデザインや色彩は、西口駅前広場整備の形態と違和感があり、西口駅前広場周辺の景観に配慮したデザインとは感じとれません、周辺の景観に配慮したデザインにすることは、まちづくりに最も大事なことと思います。

今後、構造物のデザイン等については、建設部内の関係各課と充分協議を行い、景観にマッチしたデザインの検討を切に希望いたします。

土 木 工 事

1. 土木課

(1) 平成19年度 鉄輪まち交うかりゆ4号線外3線道路整備工事

- ① 今回の石畳舗装の施工に当たっては、メイン通りより脇に入る道路が主であるため、作業工法はインジェクト工法（大成ロテックと別府市が共同で開発）ではなく、基盤舗装をコンクリートで行う従来工法であるとのことでした。なお、バス回転場ではインジェクト工法を施工するとのことでした。まだ施工が行われていないため詳細について確認をすることはできませんでしたが、すでに施工が終わっている「みゆき坂」「いでゆ坂」を視察したところ、とくに問題もなく、当初の目的である「情緒に満ちた湯けむり散歩のできる街」を創造できているように感じました。ただし、当日の現地監査において、いでゆ坂（インジェクト工法による施工）のブロックの一部が破損している箇所が見受けられました。このような不具合は確認出来次第直ちにブロックの交換を行うとともに、やむをえない破損なのか別の要因による破損なのかを確認するようにして下さい。「情緒に満ちた湯けむり散歩のできる街」が台無しになってしまいます。

2. 下水道課

(1) 平成19年度 南立石1区污水管渠布設工事

- ① 公共下水道整備状況の概算資料によれば、平成18年度末普及率（人口）は60.4%、水洗化率（人口）は85.2%となっており、水洗化率を高める必要があるようです。

資料によれば、最大掘削深さが3.45m（未施工区間）となる工事箇所があり、支保工2段での施工となっています。安全管理には十分に注意するようにして下さい。また、現地監査において市道の掘削工事を行っているところを確認しました。工事箇所が民家に接した区間であり、周辺住民への騒音の低減ならびに安全確保について配慮をよろしくお願いいたします。幸い担当者の方々の努力により、これまでに苦情は寄せられていないとのことでした。

3. 学校教育課・土木課

(1) 平成19年度 地交春木川横断歩道橋新設工事

- ① 本工事の目的は、校区編成の見直しにより、通学路の変更にとまなう児童の安全を図るために春木川に横断歩道橋を整備することにあります。

今回の工事の重要な点として橋台基礎が挙げられますが、別府市職員の立会いのもとでボーリングコアによる支持層（N値50以上）の確認を行っているとのことでした。

一方、今回の工事は、大型機械が必要となり、書類中にも「A 2 側（左岸側）は小学校に接し、児童、保護者、一般車両の安全確保が重要」との記載がありました。また、施工箇所の制約により、重機搬入にともなう小学校校庭内の利用があり、概要説明時に注意して行ったとの説明がありました。質問時に重ねて監査委員から学校への影響はなかったかとの質問に対して問題なかったとの回答がありましたが、実際は問題が起きており、監査委員をはじめとした方々が対応したとの説明がありました。この点について、何故このような事態が起きたのかを十分に調査して下さい。この点についての一番の問題は、このような事態が発生し、関係者による対応があったにもかかわらず、学校教育課、土木課が誰一人として把握できていなかったということにあります。今後このようなことがないようにしてほしいと思います。

入学式が4月11日に行われるとのことであり、新一年生をはじめとした小学生が元気で安全にこの横断歩道橋（通称、とんぼ橋）を利用して登下校できることを切に願っています。

4. 都市計画課

(1) 別府駅西口駅前広場整備工事

- ① 本工事は、別府駅周辺地区再生整備計画に基づき、別府駅西口駅前広場の整備を行うものです。監査当日の工事概要説明時に今回の工事の「コンセプト」について質問したところ、別府の玄関口として「ふさわしい」「広く」「緑が多く」「気持ちよく」利用してもらえんことを挙げました。どこにでも当てはまるような回答となり、これが別府駅の顔となる約1億3千万円の工事費を費やして行う整備工事のコンセプトと思うと少し残念です。

泉都別府駅にふさわしい「コンセプト」、概要説明時に配付された資料中に記載している「別府の玄関口としてふさわしい景観を創出する」をもう少し具体的に言葉で説明できるようにしておいて下さい。

次に、概要説明時に、第1回目の設計変更ではJRとの整備、暗渠の追加、トイレと駐輪場の位置の変更にもなう擁壁工事の変更、他に軽微な変更として側線、舗装面積、区画線などを挙げました。また、2回目の設計変更として、精査の結果にもなうアスファルト舗装の面積（減少）、トイレ前の擁壁の見直し（削除）、接続点の変更、区画線の変更、道路面の表示の追加などがありました。この点について確認したところ、工種が多いのでとの説明がありましたが、必ずしもそれだけではないと考えます。

また、概要説明時に指摘のありましたタクシー駐車場については以前30台あったところを話し合いにより20台にしたとのことでした。確かに以前よりは少なくなり、その分を他の目的に利用することが可能になりましたが、それ

でも少し多いように感じました。実際に現地監査において確認したところ、空いている状態を確認しました。

さらに、現地監査において、歩道ブロックの布設が十分に行われていないように感じました。歩行時に歩道ブロックのガタツキを感じ、場所によっては段差がありました。障がい者の方にとってこのような小さな段差や不陸は大きな通行の妨げになり、転倒事故を引き起こす可能性もあります。施工に当たっては十分に注意するようにして下さい。

一方、監査書類に平板載荷試験の結果が添付されていましたが、単位をS I 単位表記あるいは併記とするようにして下さい。ところで、この平板載荷試験についてですが、概要説明時に確認したところ、現場密度に対する品質管理の代替として平板載荷試験による簡便方として適用している旨の説明がありました。しかしながら、実際に現場密度の測定を行っており、この試験を行う目的が不明確です。この試験が品質管理として必要であるならばその旨明記して下さい。

上記の指摘事項以外に工事関係書類及び現地視察などに問題となる事項は認められませんでした。